

第5次かわさきノーマライゼーションプラン策定に向けた意見について

1 障害者総合支援法における自立支援協議会と障害福祉計画の関係

- 第5次かわさきノーマライゼーションプランは、障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を一体的に策定するもの。

障害者計画	障害者に関する施策の方向性についての基本的な計画
障害福祉計画、 障害児福祉計画	障害福祉サービス、相談支援、児童福祉法に基づくサービス、地域生活支援事業について、サービスごとに必要な量の見込みとその確保のための方策を定める

- 市は市障害福祉計画を策定・変更する場合は、自立支援協議会の意見を聴くよう努めることとされている。

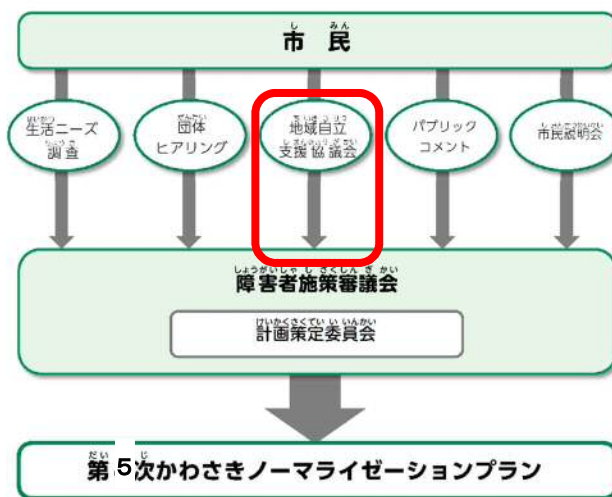
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第八十八条 九（市町村障害福祉計画）

市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

2 川崎市における自立支援協議会と障害福祉計画

- 本協議会では、かわさきノーマライゼーションプランの策定・改定に合わせて意見を提出してきた。
- 今回は、第5次かわさきノーマライゼーションプラン策定に向けて、本協議会から市に意見を提出するもの。



3 今後のスケジュール（案）

- 令和元年 11月～令和2年 2月頃 本市事務局会議で検討、意見書案を作成
- 令和2年 2～3月頃 第2回全体会議で市協議会としての意見案を確定
- 令和2年 2～3月頃 障害者施策審議会へ意見を提出

4 今回意見の取りまとめ経過

- ・市事務局会議で検討した結果、前回意見は多くが現時点でも引き続き課題となっているため、前回意見を基に今回意見を作成することになった。
- ・前回の反省から、以下の点を改善している。
 - 計画策定段階で所管部署に本協議会からの意見を提出できるよう、意見提出するタイミングを計画策定の年ではなくその前年にする。
 - 各意見の所管部署が明確になるよう、意見書の構成をかわさきノーマライゼーションプランの施策体系に合わせる。

5 本日協議いただきたいこと

- ・限られた時間となるため、現時点で個別に検討する場がない等自立支援協議会が取り上げる必要性が高いものに絞り、意見をいただきたい。

(1) 福祉施設から地域生活への移行

- ・第5期障害福祉計画の重点目標だが、目標達成が難しい状況にある。
- ・長期入院の精神障害者の地域移行については一定の取組が行われているが、福祉施設から地域生活への移行については取組みの枠組み自体がない。
- ・福祉施設から地域生活への移行の前提として、意思決定支援が適切に行われる必要がある。

(2) 放課後等デイサービスの質の確保

- ・事業所が大幅に増加しているが、質にばらつきがある。

(3) 災害対応

- ・災害に備えた環境整備、安否確認、避難支援、発災後の支援等のあり方について、検討が必要。

【協議していただきたい点】

どのような視点を盛り込んで意見を策定したらよいか。